

議 長
確認印

議会運営委員会会議録

1 日 時	開会 平成 26 年 6 月 11 日 14 : 05 閉会 平成 26 年 6 月 11 日 14 : 30
2 場 所	正副議長室
3 出席委員	大縄武夫、鈴木孝則、割貝寿一、鈴木幸江、小林達信
4 欠席委員	
5 出席要求者	藤田恵二（副議長）
6 職務出席者	鈴木道男（議長） 議会事務局長、書記
7 説明員	
8 付議事件	第1. タブレット端末等の持ち込み等について 第2. 一般質問の発言について
9 議事の経過	<p>副委員長開会 委員長あいさつ</p> <p>第1. タブレット端末等の持ち込み等について 委員長：事務局に説明を求める。 （事務局長が、タブレット端末等の議場持ち込み及び定例会議案書等の発送時期について説明） 委員長：タブレット端末等の持ち込みは議長の許可でなく届出とすること。定例会の議案書は開会日3日前までに送付するとの説明があった。意見はあるか。 割貝委員：届出は口頭でよいということか。 （それでいいという人あり） 委員長：そのようにしたい。その他あるか。 （異議なし） 委員長：説明の通り決定する。明日の全協で報告したい。</p> <p>第2 一般質問の発言について 委員長：次に本日の一般質問で小林議員の冒頭部の発言について議長から協議を求められたので議題としたい。なお、小林委員は除斥に該当するのでいったん退席願う。 （小林委員退席） 委員長：議長から説明願う。 議長：冒頭の発言は、これまで何回も小林議員が言ってきて終息したもの。一般質問での発言にはふさわしくない。 委員長：意見を求める。 （主な意見） ・いったん取り消して、どうしてもという場合には再度全協で協議してはどうか。 ・何回も話が出ている。取り消しはやむを得ない。</p>

委員長：全員一致で小林議員に取り消しを求めることとする。除斥を解除する。

(小林議員入室)

委員長：小林委員に申しあげる。今回は、一般質問の冒頭の発言取り消しをして、必要であれば全協で再度協議したい。

小林委員：私は適正な議事運営を申し上げただけ。全協の必要はない。一般質問に関連した発言である。

鈴木孝則委員：全会一致で決定した。明日発言訂正をお願いしたい。

委員長：そのようにお願いする。

小林委員：承知した。

委員長：これで議事を終わる。

副委員長：閉会

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長